

# みまもり通信 その15 <平成22年7月号>

景品をくれると言われ、  
契約をしたけれど…

〇〇新聞を  
とって下さい

景品を  
さしあげます  
から…

この間も  
断ったのに…

前から  
とっている  
新聞が  
あるし…

ひとり暮らしの90才の男性宅に新聞セールススタッフがたびたび訪れます。「今回は、2か月後から6か月分だけでいいから…」と言われて、景品を差し出された。断ることに疲れて「仕方ないなあ」と3日前に契約したが、読まないのので解約したいと相談が入りました。このケースはクーリング・オフが可能です。また①再勧誘の禁止②適正範囲を超える景品などの問題も考えられます。

**札幌市消費者センター(728-2121)にご相談ください。**